

# 修繕費用の負担区分

## 11. 共同施設等②



①	受水槽・ポンプ室		⑤	足洗い場	
	破損、作動不良、清掃	指定管理者		破損、水漏れ	指定管理者
②	公園		⑥	樹木、緑地	
	遊具・ベンチ等の破損	指定管理者		高木の剪定	指定管理者
③	屋外の各種配電盤		⑦	外壁、屋上防水、テレビ共同アンテナ	
	破損、作動不良	指定管理者		破損	指定管理者
④	雨水枡・汚水枡		⑧	集会所	
	破損、排水詰まり	指定管理者		市営住宅の部屋の負担区分を準用	
	清掃	団地		排水詰まり、排水金具の破損・紛失	団地
	清掃	団地		低木の剪定、除草、清掃	団地

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居費を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。